

社会的弱者に 寄り添った市政を

問

(1) この30年間で庶民の暮らしと地方自治体にとって一番厳しい経済・社会情勢であると考えますが、市長の考えを尋ねる。

(2) 納税が困難な人に対する課税と収納業務について、職権による分納に加えて昨年度から申請に基づく分納制度もつくられ、広く活用され始めている。

ただし、この制度の活用は国税に比べると地方では大幅に遅れている。法律で定められている弱者保護をぜひ進めていただきたいが市の考え方を尋ねる。

(3) 居住用財産の差し押さえの基準を定めてはどうか。

(4) 地方税法も収納事務も改善されているが、その改善された中身をきちんと実

行する仕組みが不十分だと思いが、市長の見解は。

税金増を図りながら、市民の負担に依っていく

市長

(1) まず、人口減少社会、少子・高齢化社会であることとをしっかりと認識していかなければならない。人口の減少は、消費需要を中心とした国内市場の縮小要因となり、需要の側面からも

経済成長を阻害していく。少子・高齢化の進展は、子育て支援、年金、医療、介護といった社会保障分野で、地方財政を大きく圧迫させている。

持続可能な社会保障制度をどう確立していくかということは大変大きな努力が必要となってくる。本市に

において福祉の後退はあってはならない。各議員ともこれから協議をしていかななくてはならない。

2つ目に厳しい経済、雇用情勢を挙げたい。

景気は緩やかに回復していると感じている。本市も、過去4年連続で前年の

税金を上回っている。このような状況を今後もしっかりと持続させていかなければならない。

税金増を図りながら、市民への行政サービス、市民の負担に依っていくということに対して議会とともども頑張つてまいりたい。大変厳しい状況ではあるが、明るさを求めて市民のために行動していくということが大事である。

総務部長

(2) 税は公平に課税することとはもちろんのこと、公平に徴収しなければならない。この両面がないと税の公平性が担保されない。

納付できない理由があり、個別的・具体的な事情によ

っては、強制的な徴収をすることが適当でない場合もある。

収納課では、滞納者に納税相談を行いながら、事情に応じて徴収をしている。

国税徴収法が26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、

早期かつ納税の履行を確保する観点から国税猶予制度の見直しが行われている。

これを受け、地方税の猶予制度も所要の見直しが行われることになり、27年度の税制改正においても地方税法が改正されている。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど国税の改正を踏まえたものとなっているが、本市も適切に対応していく。

総務部長

(3) 差し押さえ財産の選択の一般的な基準が国税徴収法にあり、それは超過差し押さえや無益な差し押さえにならないようにするとともに、①第三者の権利を害

ること、②滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない財産であることの2点を留意することとなり、それらを運用して本市では徴収事務を進めている。今までもおり関係法令に基づいて事務を進めていく。

いきなり差し押さえをするのではなく、督促、催告、特別催告など差し押さえ予告を出しても納付がない場合は、やむを得ず差し押さえをする。

市長

(4) 我々地方自治を預かる者としては、税に対する公平性も含めて、しっかりと確認させていただいてから執行していくことが一番大事だと思っている。

今後その都度よく相談を受けながら、我々としては考えていきたい。